

掲載内容

第1章 暗号資産に関する基礎知識

第1 暗号資産

- 1 暗号資産とは?
- 2 暗号資産はどのような仕組みで発行・取引され、入手できるのか?
- 3 暗号資産と法定通貨との違いは?
- 4 暗号資産と電子マネー、ステーブルコインとの違いは?
- 5 暗号資産とポイントとの違いは?
- 6 暗号資産が法律で規制されるに至った経緯は?
- 7 暗号資産に関する2019年法改正の主な内容は?
- 8 暗号資産の資金決済法上の定義は?

第2 暗号資産交換業

- 9 暗号資産の売買等のサービスを行うために必要な許認可とは?
- 10 暗号資産カスタディ業務とは?
- 11 暗号資産交換業者に係る行為規制の概要は?
- 12 暗号資産交換業者の広告に関する規制とは?
- 13 暗号資産交換業者による利用者財産の分別管理業務とは?
- 14 暗号資産交換業者の本人確認義務とは?
- 15 暗号資産交換業における自主規制とは?

第3 セキュリティトークン・暗号資産デリバティブ取引

- 16 暗号資産と電子記録移転権利の違いは?
- 17 電子記録移転権利を取引する場合に課せられる規制の主な内容は?
- 18 電子記録移転有価証券表示権利等とは?
- 19 暗号資産デリバティブ取引に関する参入規制の概要は?
- 20 暗号資産デリバティブ取引に関する行為規制の概要は?
- 21 暗号資産に関する不正取引は規制されているか?

第2章 暗号資産と当事者間の権利関係

- 22 暗号資産に対する所有権は認められるか?
- 23 暗号資産の売買契約を締結した場合、買主は売主に対してどのような権利を有するか?
- 24 暗号資産に対して担保権を設定することはできるか?
- 25 暗号資産交換業者に預けられた暗号資産について、利用者はどのような権利を有するか?
- 26 暗号資産が第三者の不正アクセスによって流出した場合、誰に対して、どのような請求を行うことができるか?
- 27 暗号資産を誤って送付してしまった場合、取り戻すことはできるか?
- 28 債権者は債務者自身が保管している暗号資産に対して差押え等ができるか?
- 29 債権者は債務者が暗号資産交換業者に預けている暗号資産に対して差押え等ができるか?
- 30 暗号資産を信託することはできるか?
- 31 暗号資産交換業者に預託している暗号資産が第三者によって不正に送付された場合、暗号資産交換業者に返還を請求することができるか?
- 32 暗号資産交換業者に暗号資産を預けていたところ口座を凍結された場合、どのよう

な請求ができるか?

- 33 ICOで購入したトークンが暴落した場合やビットコインで投資したファンドの元本が全く戻ってこない場合に、発行者やファンド運営者に責任追及できるか?

第3章 暗号資産と相続・離婚等

第1 相続

- 34 暗号資産は相続できるか?
- 35 被相続人が暗号資産交換業者に預けていた暗号資産を相続する場合、どのような手続きが必要か?
- 36 被相続人が暗号資産を保管していたウォレットのパスワードや秘密鍵が分からない場合、相続人はこれらを回復できるか?
- 37 相続財産に暗号資産が含まれていることをどのように調査・確認すればよいか?
- 38 暗号資産を特定の者に相続させるためにはどのようにすればよいか?

第2 離婚等

- 39 暗号資産取引にはまってしまい、借金まで負って取引を続けている場合、離婚原因となるか?
- 40 暗号資産は財産分与の対象になるか?
- 41 配偶者が暗号資産を保有しているかどのように確認すればよいか?
- 42 暗号資産を夫婦で共有していたことをどのように立証すればよいか?
- 43 配偶者の一方が相手に無断で購入した暗号資産の価値が暴落し、その後離婚する場合、どのように財産分与が行われるか?
- 44 慰謝料や養育費を暗号資産で支払うことはできるか?
- 45 相手方配偶者が離婚に際して暗号資産で支払うと定めた債務を支払わないときは、どのように請求すればよいか?

第4章 暗号資産と倒産手続

- 46 暗号資産交換業者が倒産手続の申立てをしようとする場合の留意点は何か?
- 47 暗号資産を保有する者から、倒産手続の申立ての依頼を受けた場合の留意点は何か?
- 48 暗号資産交換業者につき倒産手続が開始された場合、暗号資産交換業者に金銭を預けていた利用者はどのように取り扱われるか?
- 49 暗号資産交換業者につき倒産手続が開始された場合、暗号資産交換業者に暗号資産を預けていた利用者はどのように取り扱われるか?
- 50 暗号資産交換業者につき倒産手続が開始された場合、債権者に対して、暗号資産を用いて配当又は弁済を行うことはできるか?

第5章 暗号資産と会社経営

- 51 暗号資産を現物出資して会社を設立することはできるか?
- 52 法人名義で暗号資産の取引を行う場合の留意点は何か?
- 53 従業員の給与を暗号資産で支払うことはできるか?
- 54 ICOによって資金調達する場合の法規制は?
- 55 STOによって資金調達する場合の法規制は?
- 56 ブロックチェーン上で発行されるトークンを用いたオンラインゲームを消費者に提供する場合は法的留意点は何か?
- 57 企業が暗号資産のマイニング事業を行う

には、許認可の取得が必要か?

- 58 暗号資産の貸付や借入れを行う場合、許認可の取得が必要か?
- 59 暗号資産のステーキング事業を行う場合、許認可等の取得が必要か?

第6章 暗号資産と会計

- 60 暗号資産の会計処理の基準はどのようなものか?
- 61 企業が購入し保有する暗号資産の会計処理はどのようになるか?
- 62 暗号資産交換業者が預託者から預かった暗号資産に係る会計処理のポイントは?
- 63 「活発な市場」とは?
- 64 開示を行う際の勘定科目等の取扱いはどのようにしているか?
- 65 暗号資産を支払手段とした販売取引の会計処理は?
- 66 マイニングの会計処理はどのようになるか?
- 67 暗号資産建て債権債務の会計処理はどのようになるか?
- 68 ICOの会計処理はどのように行うか?
- 69 暗号資産を用いた証拠金取引の会計処理は?
- 70 暗号資産交換業者の監査対応のポイントは?
- 71 暗号資産交換業者に対する財務諸表監査のポイントは?
- 72 暗号資産交換業者の分別管理監査のポイントは?

第7章 暗号資産と税務

第1 個人・法人共通

- 73 暗号資産を購入したときは?
- 74 暗号資産をハードフォーク(分岐/分岐)やマイニングで取得したときは?
- 75 暗号資産を売却したときは?
- 76 暗号資産で商品を購入したときは?
- 77 暗号資産同士を交換したときは?
- 78 暗号資産を譲渡したときの消費税の取扱いは何か?

第2 個人

- 79 暗号資産で生じた損益の所得区分と必要経費は?
- 80 暗号資産に関する年間取引報告書の留意点は?
- 81 暗号資産の取得価額や売却価額が分からないときは?
- 82 暗号資産取引で損失が出た場合には?
- 83 暗号資産デリバティブ取引をした場合には?
- 84 暗号資産を持って海外移住した場合は?
- 85 暗号資産の財産債務調査や国外財産調査への記載の留意点は?
- 86 暗号資産を相続や贈与等によって取得した場合は?
- 87 相続・贈与により取得した暗号資産の評価方法は?

第3 法人

- 88 従業員の給与を暗号資産で支払う場合は?
- 89 暗号資産を期末在庫していた場合には?
- 90 暗号資産を発行した場合の取扱いは?

索引

事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。



実務家のための暗号資産入門

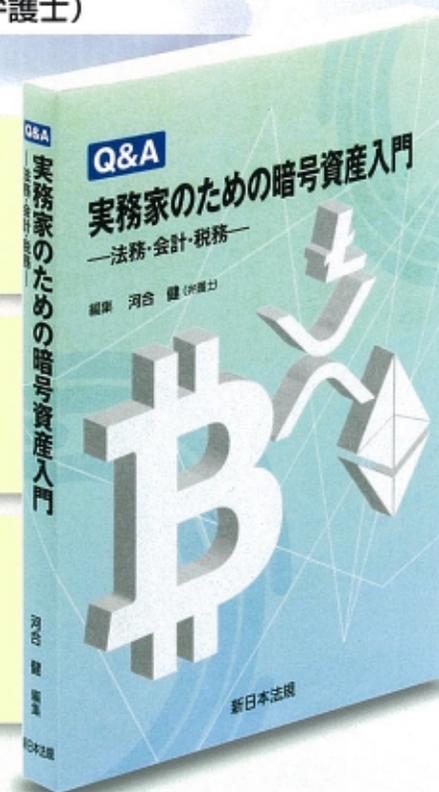
—法務・会計・税務—

編集 河合 健 (弁護士)

◆専門性が高く難解な暗号資産について、実務家が押さえておくべき基礎知識や重要事項を平易な言葉でコンパクトに紹介しています。

◆暗号資産に造詣が深い弁護士、公認会計士及び税理士が、豊富な知見と実務経験をもとに執筆しています。

◆暗号資産に関する法令上の解釈、会計・税務上の諸問題を幅広く取り上げ、わかりやすく解説しています。また、相続、離婚、倒産等の場合における暗号資産の取扱いについても解説しています。



A5判・総頁330頁
定価4,400円(本体4,000円)
送料460円

0120-089-339 受付時間 6:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!

電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売!!

〈電子版〉
定価 3,960円(本体3,600円)



35 被相続人が暗号資産交換業者に預けていた暗号資産を相続する場合、どのような手続が必要か？

Q 先日、暗号資産取引所における夫名義の口座に暗号資産が残っていることが判明しました。相続人が被相続人名義の口座に預けられた暗号資産を相続するにはどのような手続を行う必要があるのでしょうか。

A 暗号資産交換業者に預けた暗号資産の相続手続については、法令等では特に定められていないため、相続人は、各暗号資産交換業者が定める手続に従い相続手続を行うことになります。なお、相続手続については、暗号資産交換業者のウェブサイト等で公表されているケースと公表されていないケースが存在しますが、後者の場合、相続人は暗号資産交換業者に対し個別に確認する必要があります。

解説

1 法令等の規律

暗号資産交換業者に預けた暗号資産の相続手続については、資金決済法等の各法令、暗号資産事務ガイドラインや一般社団法人日本暗号資産取引業協会の自主規制規則上、特に定められていません。

そのため、相続人は、各暗号資産交換業者が定める利用規約その他所定のルール等に従い、相続手続を行うことになります。

2 各暗号資産交換業者の対応

多くの暗号資産交換業者は、利用規約等において、利用者の死亡は

61 企業が購入し保有する暗号資産の会計処理はどのようなになるか？

Q 企業が購入し保有する暗号資産の会計処理はどのようなのでしょうか。また、企業が保有する暗号資産を売却した場合、会計処理として留意すべきことはありますか。

A 企業が購入し取得価額により計上した暗号資産については、期末に保有する暗号資産に活発な市場が存在する場合は、市場価格に基づく評価を実施し、活発な市場が存在しない場合は、取得価額ないし処分見込価額（期末における処分見込価額が取得価額を下回る場合）をもって評価を実施します。また、企業が保有する暗号資産を売

登録取消事由やサービスの停止事由等に該当すると規定しています。これに対し、相続手続については、各暗号資産交換業者のウェブサイト等を確認する限り、以下の3つのケースに大別されます。

- ① 暗号資産交換業者が事前に公表する所定の手続に従い相続手続を行うケース
 - ② 暗号資産交換業者に相続発生的事实等を連絡の上、当該暗号資産交換業者から別途指示される手続に従い相続手続を行うケース
 - ③ 相続手続について特段のアナウンスをしていないケース
- 上記①の場合、各暗号資産交換業者のウェブサイト等を確認する限り、相続手続の概要としては、おおむね以下のとおりと考えられます。
- ㉞ 相続人は暗号資産交換業者に対し、被相続人及び相続人に関する

①
き
項
戸
を
㉞
㉟
各
書
㊱
で
な
お
可
能
性
確
認
す
他
方

2 暗号資産の売却損益の認識時点

暗号資産の売却損益の認識時点について、実務対応38号には、「仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の売却損益を当該仮想通貨の売買の合意が成立した時点において認識する。」(実務対応38号㉞)と定められています。

つまり、実務上は、暗号資産の売り手が売却する暗号資産の価格変動リスク等に実質的にさらされていない時点を暗号資産の売買の合意が成立した時点と捉える考え方の下、個々の取引契約等に照らして、暗号資産の売買の合意が成立した時点を判断する必要があります。

3 仕訳例

(1) 事象1

3月1日
企業がBTCを800,000円で預金により購入しました。

3月31日
企業は引き続きBTCを保有しています。
企業の期末は3月31日であり、またBTCは活発な市場が存在するものと判断され、3月31日時点の市場価格は1BTC当たり1,000,000円(あるいは500,000円)です。

(2) 事象1の仕訳例

3月1日
(借)暗号資産 800,000円 (貸)預金 800,000円
3月31日(時価1,000,000円の場合)
(借)暗号資産 200,000円 (貸)暗号資産評価益 200,000円
3月31日(時価500,000円の場合)
(借)暗号資産評価損 300,000円 (貸)暗号資産 300,000円

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号

(2020.12)51001531

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

40 暗号資産は財産分与の対象になるか？

Q 離婚協議で財産の確認・整理をしていますが、暗号資産は財産分与の対象になるのでしょうか。財産分与の対象となる場合、どのようなことに留意が必要でしょうか。

A 暗号資産も財産的価値である以上、財産分与の対象になります(資金決済2⑤)。財産分与の対象財産確定の基準時は、通常、夫婦の協力関係が終了する別居時とされます。ただし、特有財産として認められる場合は財産分与の対象外になります(民762①)。また、評価額が変動する暗号資産の評価についての基準時は、分与時となります。

解説

1 財産分与

財産分与とは、離婚に際し、夫婦が婚姻中に有していた実質的共有財産の清算・分配等の観点から、一方が他方に対し、財産的給付を求

めるこ
料の要
夫婦が
として
財産に
所の実
又は協
協議に
この請
す(民

81 暗号資産の取得価額や売却価額が分からないときは？

Q 本年中に暗号資産取引を行いました。取引履歴を残していないため、暗号資産の取得価額や売却価額が分かりません。これらの価額を確認する方法はありますか。

A 国内の暗号資産取引所で行った取引については、その取引所を運営している暗号資産交換業者に取引内容を確認できます。

他方、国外の暗号資産取引所で行った取引や個人間取引等の場合は、自力で銀行口座の入出金状況等に基づき取引内容を確認する必要があります。

なお、算出される税額が大きくなってしまいう可能性もありますが、簡便的に取得価額を算出する方法も認められています。

解説

1 暗号資産の取得価額や売却価額の確認方法